

# 小松島市農業委員会 情報セキュリティ基本方針

令和 8年 3月 策 定

## 1. 目的

小松島市農業委員会情報セキュリティ基本方針（以下「本基本方針」という。）は、農業委員会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、農業委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

## 2. 小松島市情報セキュリティ基本方針の準用

農業委員会の情報セキュリティ対策については、小松島市における統一かつ継続的な情報セキュリティの確保を図るため、小松島市情報セキュリティ基本方針（以下「市基本方針」という。）を準用する。

## 3. 市基本方針の読み替え

本基本方針において、準用する市基本方針中「本市」とあるのは、「農業委員会」と読み替えるものとする。

ただし、市基本方針4. 適用範囲（1）組織の範囲は、農業委員会とする。

また、市基本方針5. 職員等の遵守義務における職員等に、農業委員及び農地利用最適化推進委員を加える。